

【免責事項】

本テンプレートは、代理店ドットコム（運営：株式会社プライスレス）が一般的な参考ひな形として無償で提供するものであり、弁護士監修を受けたものではありません。実際の契約締結に際しては、必ず弁護士・行政書士等の専門家による個別のリーガルチェックを受けてください。本テンプレートを使用したことにより生じたいかなる損害についても、当社は一切の責任を負いません。

媒介代理店契約書

株式会社●●●●●●●●（以下「甲」という。）と株式会社●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、甲が取り扱う商品又はサービス（以下「本商品等」という。）の販売に関し、以下のとおり媒介代理店契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、本商品等の販売に係る顧客の紹介・媒介業務を委託し、乙がこれを受託するための基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本商品等」とは、別紙1に定める商品又はサービスをいう。
- (2) 「顧客」とは、本商品等の購入又は利用を希望する個人又は法人をいう。
- (3) 「媒介業務」とは、乙が顧客に対して本商品等を紹介し、甲と顧客との間における本商品等の売買契約その他の取引（以下「対象取引」という。）の成立を仲介する業務をいう。
- (4) 「成約」とは、甲と顧客との間で対象取引が成立することをいう。

第3条（媒介業務の委託）

甲は、乙に対し、本契約期間中、本商品等に関する媒介業務を委託し、乙はこれを受託する。

乙は、媒介業務に従事するに際し、自らが甲の代理人ではなく、甲と顧客との間の取引の媒介者にすぎないことを顧客に明示する。

乙は、甲の名又は本商品等のブランドを使用するに際し、甲の事前の書面による承諾を得るものとし、その使用は甲の指示する範囲・方法に従って行う。

第4条（媒介行為の制限）

乙は、対象取引の条件決定権限を有しない。乙が顧客に提示する情報は、甲が定めた範囲内に限るものとし、当該範囲を超える条件提示・約束・回答を行ってはならない。

乙は、虚偽・誇大な表示・表現・勧誘その他法令又は社会通念に反する行為を行ってはならない。

乙は、本商品等の販売・代金回収・契約締結等を自ら行ってはならず、これらは全て甲が直接行う。

第5条 (紹介手数料)

甲は、乙の媒介業務によって成約に至った対象取引について、乙に対し別紙2に定める基準により算定した紹介手数料(以下「本手数料」という。)を支払う。

本手数料は、対象取引に係る代金が甲により回収された後、毎月末日に締め、翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

本手数料には消費税及び地方消費税相当額を別途加算する。

顧客が本商品等の購入を取消し又は解除した場合、若しくは代金が回収不能となった場合は、当該取引に係る本手数料は発生せず、既に支払った場合は乙は甲に対しこれを返還する。

第6条 (紹介の認定)

乙の紹介により成約に至ったか否かは、別紙3に定める基準(紹介台帳登録・初回接触日・成約日との因果関係等)に従って甲が判定する。

同一の顧客について複数の紹介者が存在する場合の取扱いは、別紙3の定めによる。

乙が顧客を紹介した日から●●ヶ月以内に成約に至らなかった場合、当該紹介に係る本手数料は発生しない。

第7条 (報告義務)

乙は、毎月の媒介業務の状況(紹介件数・進行中の案件・成約見込み等)を、翌月10日までに甲所定の書式により甲に報告する。

第8条 (競業禁止)

乙は、本契約期間中、甲の事前の書面による承諾なく、本商品等と競合する他の商品又はサービスについて媒介業務を行わない。

本条の規定は、独占禁止法その他関連法令に違反しない範囲で適用するものとし、乙の本業の円滑な遂行を不当に妨げるものではない。

第9条 (個人情報の取扱い)

乙は、媒介業務の遂行に伴い顧客の個人情報を取扱う場合、個人情報の保護に関する法律その他関連法令を遵守し、適切な安全管理措置を講じる。

乙は、顧客から取得した個人情報を甲に提供するに際し、あらかじめ顧客に対し利用目的(本商品等の販売・案内のため甲に提供する旨)を明示し、必要に応じて顧客の同意を取得する。

第10条 (契約期間)

本契約の有効期間は、●●●●年●月●日から●●●●年●月●日までの1年間とする。

前項の期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は同一条件にてさらに1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第11条 (中途解除)

甲又は乙は、相手方に対し1ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を中途解除することができる。

甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約の各条項に違反し、相当の期間を定めた是正催告にもかかわらず、当該期間内には是正されないとき。
- (2) 差押え・仮差押え・仮処分・滞納処分その他公権力の処分を受け、又は破産・民事再生・会社更生・特別清算の手續開始の申立てをし若しくは申立てを受けたとき。
- (3) 反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力との関係を有することが判明したとき。
- (4) 甲又は本商品等の信用を著しく毀損する行為を行ったとき。

第12条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約の履行に関し相手方に損害を与えた場合、相手方に対し当該損害を賠償する。

前項の賠償額は、特別の事情に基づく損害を含め、直近12ヶ月間に乙に支払われた本手数料の総額を上限とする。ただし、故意又は重過失による場合はこの限りでない。

第13条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方から開示を受けた一切の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

本条の義務は、本契約終了後も3年間有効に存続する。

第14条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は速やかに、甲から提供を受けた一切の物品（販促資料・サンプル等）を甲に返還する。

本契約終了の日までに紹介し、本契約終了後●ヶ月以内に成約に至った対象取引に係る本手数料については、本契約終了後も第5条の規定に従って支払う。

第15条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自ら又はその役員・従業員・取引先等が反社会的勢力に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを確約する。

甲又は乙は、相手方が前項に違反した場合、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

第16条（準拠法及び合意管轄）

本契約は日本法を準拠法とする。

本契約に関し甲乙間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 17 条 （協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決する。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住所：
名称：
代表者： 印

乙 住所：
名称：
代表者： 印